

令和2年5月28日

学生、教職員及び関係者の皆様

国立大学法人福岡教育大学
学長 飯田 慎司

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等
に基づく本学の対応の基本方針について

5月14日付けの国の緊急事態宣言解除を受け、福岡県知事からの大学施設の使用停止の協力要請についても、徹底した感染対策を講じることを条件に解除されることになりました。

それを受け、本学では、大学での生活において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の構築と定着に向け、慎重に検討しています。

本学は、皆さまの安全面・健康面を最優先に考えるとともに、大学としての社会的役割、責任を果たすために、本学における基本方針を下記のとおり定めます。

これにより、令和2年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に基づく本学の対応の基本方針について」については廃止します。

記

《緊急事態宣言の解除等に基づく本学の基本方針について》

(1) 学生（大学院生等を含む）

① 授業について

- ・授業は、6月26日（金）までの間、原則としてインターネットを活用した遠隔授業で実施します。
- ・6月15日（月）から26日（金）の間については、次の条件の全てを満たすもののみ、対面の形態で授業を開始します。
 - a. 遠隔での授業実施が困難な実習、実験、実技科目及び学校教育課題研究、修士論文の指導
 - b. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分に措置できていると判断した科目

具体的な科目については、後日改めて通知します。

- ・6月29日(月)以降については、感染防止対策が十分に措置できていると判断した科目から、対面の形態で授業を開始します。
具体的な科目については、後日改めて通知します。
ただし、通知後であっても、今後の感染拡大の状況により、授業形態が変更となる場合があります。
なお、引き続き遠隔授業を実施する科目もあります。

② 学内への入構について

- ・学内への入構を6月14日(日)まで原則として禁止します。
ただし、6月8日(月)から、キャリア支援センターでの就職指導など、本学が許可した場合に限り、入構を許可します。その場合は、関係部署の指示に従ってください。
- ・対面授業等が開始となる6月15日(月)以降についても、当分の間、感染拡大を防止する観点から、学内への入構については授業を受講するなど、必要不可欠な場合に限定します。
- ・学内へ入構する際は、マスクの着用を義務とし、その他手洗い等には細心の注意を払ってください。
- ・各自、毎日検温を実施し、発熱やその他症状がある場合には、入構しないでください。

③ 課外活動について

- ・課外活動は引き続き禁止とし、再開については別途通知します。

(2) 教職員の勤務体制について

① 大学教員

- ・6月14日(日)までの間、原則、在宅勤務とします。ただし、特段の事情により出勤の上、業務に従事する必要があると認める場合は、この限りではありません。
- ・6月15日(月)からは、対面授業、実験及び実験科目の対応状況に応じて柔軟な勤務体制を取れることとし、引き続き、在宅勤務の活用、時差出勤(公共交通機関利用者に限る。)及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。

② 附属学校園に勤務する教職員(非常勤職員含む。)

各附属学校園の教育活動の開始に合わせ、6月1日(月)から通常の勤務体制とします。

ただし、可能な限りローテーションによる在宅勤務の活用、時差出勤(公共交通機関利用者に限る。)及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。

③ 事務職員（非常勤職員も含む。）

- ・6月14日（日）までの間、原則、在宅勤務とします。ただし、特段の事情により出勤の上、業務に従事する必要があると認める場合は、この限りではありません。
 - ・6月15日（月）から28日（日）の間については、各課の実情に応じて柔軟な勤務体制を取れることとし、引き続き、ローテーションによる在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）、及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。
- なお、6月29日（月）以降の勤務については、追って通知します。

※上記の実施期間及び実施内容は、今後の感染拡大の状況や「新しい生活様式」の定着状況等を踏まえ、変更することがあります。